

平成27年土佐清水市議会定例会10月会議会議録

第1日（平成27年10月20日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第12号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第74号 平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について

議案第75号 工事請負契約の締結について

（質疑、議案の委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第4 議員派遣について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 6番 | 森一美君 | 7番 | 小川豊治君 |
| 8番 | 西原強志君 | 9番 | 永野裕夫君 |
| 10番 | 岡崎宣男君 | 11番 | 仲田強君 |
| 12番 | 武藤清君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

5番 浅尾公厚君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 山下毅君 局長補佐 伊藤牧子君

議事係長 池正澄君 主 事 中島史博君
主 事 作田愛佳君

~~~~・~~~~・~~~~

#### 出席要求による出席者

|                |         |        |         |
|----------------|---------|--------|---------|
| 市 長            | 泥谷 光信 君 | 副 市 長  | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 山本 豊 君  | 企画財政課長 | 早川 聡 君  |
| 総務課長           | 木下 司 君  | 危機管理課長 | 横畠 浩治 君 |
| 消防署長           | 上原 由隆 君 | 市民課長   | 二宮 真弓 君 |
| 観光商工課長補佐       | 山下 育 君  | 農林水産課長 | 文野 喜文 君 |
| 教 育 長          | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長 | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長         | 中山 優 君  |        |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成27年土佐清水市議会定例会10月会議を開きます。

この際、本日の遅刻、欠席者についてご報告をいたします。

5番浅尾公厚君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

10月会議の審議期間につきましては、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、10月会議の審議期間は本日1日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により8番西原強志君、10番岡崎宣男君を指名いたします。

日程第3、市長提出報告第12号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」の報告1件並びに議案第74号

「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」及び議案第75号「工事請負契約の締結について」の議案2件、計3件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

本日ここに、平成27年土佐清水市議会定例会10月会議の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、敬老祝金についてご報告いたします。

今年度も満88歳と100歳を迎えられる方、また満101歳以上のお年寄りの方々を含め、計169名の皆様方に敬老祝金を贈呈する予定となっておりますが、敬老の日に合わせ、まずは9月までに誕生日を迎えられた59名の皆様のもとを訪問して、長寿のお祝いをさせていただきました。ご承知のとおり、この敬老祝金につきましては、本市の財政状況や近隣市町村の支給金額の状況、高齢化に伴う対象者数の増加、また政策的には介護予防事業やいきいきサロン等、求められている高齢者サービス支援事業の充実・強化を図るなど、総合的に高齢者福祉施策を推進していくことを前提に議論した結果、今年度より支給金額を一部減額させていただいたところです。

私は市長就任以来、敬老祝金の対象者の皆様にはできる限り直接お会いして、心からのお祝いをさせていただいておりますが、今年度から敬老祝金の減額に至った経緯や事情につきましては、丁寧な説明を行うことで皆様方のご理解を得るとともに、逆に励ましや感謝の言葉をかけていただいております。

今後におきましても、毎月私が直接皆様のもとに赴き、敬老祝金をお届けし、祝福させていただきますので、どうかよろしく願い申し上げます。

次に、清水の特産品を詰め込み消費者に直送する「ざまあな黒潮便」についてであります。この取り組みにつきましては、過去に「踊る黒潮特急便」として、平成17年度まで事業を実施していましたが、このたび、観光協会に委託し、10年ぶりに復活・再開することとなりました。

今回の「ざまあな黒潮便」は、窪津の新鮮な魚の黒潮鍋セットのほか、焼きさば寿司や芋もち、ポンカンなどを詰め込み、お得な「お試し価格6,500円」で、12月にお届けする予定で、現在申し込みを受け付けております。

10月30日が受付期限となっておりますので、ぜひ、ご注文いただきたいと思います。

今年の「ざまあな黒潮便」は、今回の1回のみの発送となりますが、来年度からは年3回の

発送を目指し、その時期の旬の魚や農産物を厳選してお届けすることで、本市の課題であります「地産外商の推進」と「ふるさと納税」の返礼品としての活用など、相乗効果が出ることを期待しております。

続きまして、第128回高知県市長会議が10月9日、須崎市で開催されました。今回の会議において、県下各市から提出された議案は27件、うち本市からは、「防災倉庫に係る建築確認の規制緩和について」及び「再生可能エネルギー（太陽光発電）事業の法整備について」の2件を提出し、議案の説明を行いました。

特に、再生可能エネルギー活用については、これまで原発に代わる新たなクリーンエネルギーとして、国をはじめ県・市町村が一体となって推進してきましたが、環境や景観が破壊されるなどを理由に全国各地で住民より建設反対の運動が起こっています。このようなことから、再生可能エネルギー（太陽光発電）事業に関して、一定の法整備を国に対して強く要望したところです。

各市から提出された議案については、全会一致で承認され、市長会事務局で関連議案を整理した上、高知県市長会として関係機関等に要望・要請を行います。

次に、大岐地区津波避難タワーが完成し、去る10月10日に落成記念式典が行われました。この避難タワーは、平成24年12月に県が公表した新たな津波浸水予測をもとに、津波到達時間までに安全な場所に避難することが困難な地域に大岐地区を認定し、建設を進めてまいりました。総事業費は3億3,200万円で、最も高い緊急救助用スペースの高さが19m、避難スペースの地上高が16mで300人の避難が可能となります。この津波避難タワーの完成により、住民をはじめ通行車両・観光客への避難場所を確保することができました。

今後につきましても、津波から命を守り、そしてその命をつなぎ、一人の犠牲者も出さない取り組みを継続してまいります。

なお、津波避難タワーの建設に当たり、大岐地区近藤区長をはじめ役員の皆様方、さらには土地を提供していただいた地権者の皆様には、多大なご協力を賜りました。この場から改めて心より感謝申し上げます。

さて、去る10月3日、姉妹都市フェアヘーブンで「第15回ジョン万祭り」が開催されました。ご承知のとおり、14歳で漂流した万次郎がアメリカの捕鯨船「ジョン・ハウランド号」に救助され、その後ホイットフィールド船長のご厚意により、船長の故郷フェアヘーブンで勉学に励み、捕鯨船の乗組員として活躍するまでの青年期を過ごしたことを記念し、フェアヘーブンの人々が日本の文化の紹介や日米の友好・交流を目的として2年に1度開催していますが、土佐清水市より磯脇副市長を団長に、高校生4名・中学生1名を含む10名と姉妹都市・沖縄県豊見城市から宜保市長、土佐ジョン万会のメンバーなど総勢24名が参加しており

ますので、議長のお許しを得た上で、副市長には会議終了の挨拶とあわせ、ご報告させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご提案いたしました各案件につきまして、簡単にご説明申し上げます。

報告第12号につきましては、法改正に伴う条例改正を平成27年9月30日に専決処分した報告であります。

議案第74号は、一般会計補正予算（第3号）といたしまして、債務負担行為限度額の増額とマイナンバー制度に係る補正予算案であります。

議案第75号は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、工事請負契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から、予算案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、予算案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第74号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君登壇）

○企画財政課長（早川 聡君） おはようございます。

議案第74号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。

補正予算書の14ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、13節216万円は、来年1月からマイナンバーの利用が開始されることに伴い、申請者には個人番号カードの交付が始まる予定であります。そのカード交付の際に、市民課において個人番号カードに貼付される顔写真と申請者との同一性の判断を目視により行うこととなりますが、同一性に疑義がある場合には、顔認証システムによる

判断をあわせて行うことにより、同一性が不適切である個人番号カードの発行を確実に防止する必要のあることから、個人番号カード顔認証システム導入に要する委託料を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金216万円は、歳出予算の一般財源として計上しております。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、清水小学校改築工事費は、平成27年度より清水小学校の既存体育館と校舎の一部を解体した跡地に、新校舎を建設し、平成28年度に新校舎へ引っ越しをした後、残りの校舎を解体をし、その跡地に体育館等の建設を行い、平成29年度に完成予定であります。当該工事の鉄筋、型枠などの躯体工事において、通常は刊行物の高知県単価を採用するところですが、近年の他市町村における建築物の入札を踏まえ、実勢価格となるよう、地元の見積もり単価を採用することによる建設費の増額、また、通常は本体工事に含まれない備品であるカーテン等の取り付けを経費や足場代の低減を図れることから、本体工事に追加をすること。またプレハブで想定しておりました校庭の器具倉庫を耐震性向上のため、コンクリートブロック造りへ変更し、あわせて男女別々の便所を併設をすること。また、学童保育施設の玄関や便所、保育スペースの増設やエアコンの室外機を耐久性向上のため、重耐塩仕様に変更することによる建設費の増額や、平成29年度の消費税増税分を見込むことによる建設費の増額などにより、補正前の限度額、17億6,800万円から9,400万円増の18億6,200万円を限度額として、債務負担行為を追加補正するものであります。

清水小学校改築工事監理業務は、先ほど説明いたしました清水小学校改築工事が増額することに伴いまして、補正前の限度額3,536万円から188万円増の3,724万円を限度額として債務負担行為を追加補正をするものでございます。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算の総額は115億662万9,000円となります。

以上で、平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、報告第12号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」の報告1件並びに議案第75号「工事請負契約の締結について」の議案1件、計2件の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長 木下 司君登壇)

○総務課長(木下 司君) 皆さん、おはようございます。

それでは、報告及び議案について説明をいたします。

議案綴りをお願いいたします。

報告第12号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」議案綴りの1ページから2ページです。

年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条において、国家公務員退職手当法の一部が改正され、行政不服審査法の施行の日から施行されることとなりました。

引用法令の題名等が変更になり、一部改正を市長の専決処分事項の指定について、第4号の規定により、専決処分したのでこれを報告をするものです。

議案第75号「工事請負契約の締結について」議案綴りの4ページです。

土佐清水市立中央公民館等新築工事(建築主体工事)について、去る10月9日に指名競争入札を実施し、落札価格及び落札業者が決定をいたしましたので、契約金額3億7,800万円株式会社池工務店、代表取締役池俊孝氏と工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、ご審議につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 以上で、予算案等に対する内容説明を終わります。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第74号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」及び議案第75号「工事請負契約の締結について」の議案2件については、所管の委員会に付託し、審議を願うこととなっておりますので、この点、十分お含みおきの上、質疑されますように特にお願い申し上げます。

なお、10月会議における質疑につきましては、通告制をとっておりませんので、発言のある方は自席でお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第74号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算

(第3号)について」及び議案第75号「工事請負契約の締結について」の議案2件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

なお、各常任委員会は、本日中に審査を終了されますよう、特に配慮をお願いいたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会を開催し、同委員会終了後、総務文教常任委員会を開催いたしますので、委員の皆さん、委員会審査についてよろしくをお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休 憩

午後 1時58分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

市長提出議案第74号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」及び議案第75号「工事請負契約の締結について」の議案2件を議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 小川豊治君。

(予算決算常任委員会委員長 小川豊治君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(小川豊治君) 平成27年土佐清水市議会定例会10月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第74号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」

(1) 歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

(2) 歳出について、2款3項1目13節 個人番号カード顔認証システム導入委託について委員より、今回のシステム導入についての内容説明を求めました。

執行部の説明によりますと、11月末までにマイナンバーを記載した通知カードが市内の全世帯に配布される。この際に、写真付きの身分証明書にも使える個人番号カードの申請用紙も同封される。この個人番号カードの作成を希望される方は、自身の写真をつけて申請書を返送していただくことになる。その後、個人番号カードが市役所に届き、申請者に対して、市役所まで取りに来ていただきたい旨の通知を行う。申請者が個人番号カードを取りに来庁したときに個人番号カードに添付されている写真と来庁された本人が同一人物であるかどうかをこの顔認証システムで確実に確認した上で、個人番号カードの手渡しを行っていきたいとのこととなります。

委員より、同一人物であるかどうか疑義のある方だけにこのシステムを使用するののかとの質問が出されました。これに対し執行部より、顔認証の一連の作業が簡単な操作で、かつ、短時間でできるようであれば、「勘違い」や「なりすまし」などを防ぐために原則は個人番号カー

ドを作成する方の全員について、このシステムを使用して手渡しを行いたいと考えているとのことであり了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました補正予算案について、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 続いて、総務文教常任委員会委員長 仲田 強君。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） まず、報告の前に、3ページ、総務文教常任委員会審査報告の平成27年9月18日となっております。10月20日の間違いでございますので、訂正をお願いいたしたいと思っております。

それでは、平成27年土佐清水市議会定例会10月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第75号「工事請負契約の締結について」

委員より、土佐清水市立中央公民館の構造について説明を求めました。

執行部より、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨の4階建てとなっております、敷地面積は1,183.36㎡、1階は、エントランスホールと倉庫になっており、2階部分は、事務室、会議室、研修室、和室、調理室、子ども教室、男女のトイレ、シャワーが整備され、3階は、200席収容の多目的ホール、トイレ、倉庫、4階は、災害備蓄倉庫を含む、98.1㎡の面積となっている。

指名業者については、市内3社と幡多地区の3社、計6社を指名し、そのうち市外業者が辞退したため、市内3社で、入札を実施し、3億5,000万円で落札したとのこととなります。

また委員より、現在の中央公民館はいつから取り壊しになるか、との質問に対し、執行部より、清水小学校の改築工事の完成が平成30年を予定しており、それまでは学童保育の場所として利用するため、取り壊しは、平成30年3月以降になるとのこととなります。平成30年4月以降は関係機関とも協議し、早めの取り壊しを検討したいとのことであり了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第74号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

議案第74号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第74号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

議案第75号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第75号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市議会議案第10号「議員岡本詠君に対する議員辞職勧告決議」について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第10号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第10号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、地方自治法第117条の規定により、岡本 詠君の退席を願います。

（岡本 詠君 退席）

○議長（永野裕夫君） この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、森 一美君。

（6番 森 一美君自席）

○6番（森 一美君） 議員岡本詠君に対する議員辞職勧告を行いたいと思い、議案を提出いたしましたので、朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

去る10月9日に起きた岡本 詠議員の個人間のトラブルにより、市民の間では様々な憶測や、混乱が生じている中、本日の全員協議会において、岡本 詠議員から議長及び議員に対し、謝罪と説明があったところでございます。

本市議会は、土佐清水市議会基本条例を制定し、市民に信頼され、公平で民主的な市政の発展に寄与しようと努めております。

今回のトラブルにより、市議会のみならず市民に対しても、多大な影響を及ぼしていることを深く反省するべきであろうと私は考えております。トラブルの詳細につきましては、相手方のプライバシーを重視するというので、詳細な説明はございませんでした。しかし、口論の末、暴力行為に及び双方が負傷したことは事実であります。

我々市議会議員は市民から選ばれた議員として、市民に信頼され、法を遵守し、市民の模範となるよう求められ期待されております。このような中で、今回の一連の騒動については、その期待を裏切るものであり、誠に残念に思っております。

よって、このことで岡本 詠議員の辞職を勧告するものとして、私は提出させていただきましたので、十分ご審議お願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

7番、小川議員、質疑は3回までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

（7番 小川豊治君自席）

○7番（小川豊治君） 今回、岡本議員に対する辞職勧告が出されたわけですがけれども、実は昨夜、下ノ加江の地区で、議会報告会がございました。

その際に、市民の方よりこの件についての意見が出されたわけですがけれども、その際に、議長より現在の議会としての見解を3点示されたわけですがけれども、そういった中で、今回、翌日、こういった形で辞職勧告ということで、非常に私自身が戸惑いを感じております。ただ、今の提案理由の中で、発議者である森議員より、十分な審議をしていただきたいというふうな提案がありましたので、私も考えながら、ゆっくりとして十分に法的に問題はないか、それらを含めて質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、個人間のトラブルでございますけれども、この個人間のトラブルについて、議会、いわゆる自治法に基づく議会の関与はどのような見解か、まず1点です。

次に、地方自治法、私たち議会は、地方自治法に基づく事務を行っております。その中で、いわゆる自治事務と法定受託事務、これはいわゆる地方分権時代に入って、この2つが地方議会において関与できるというふうな判断をしております。

したがいまして、私的な行動、いわゆる議場外における事件については、地方議会としてはなじまないというふうないずれも判断をしておりますけれども、この件についての判断をお伺いしたいと思います。

次に、外交、あるいは国防、また司法は、国の固有事務とされておまして、地方議会、先ほど、何回も言いましたが、自治事務については、関与はできないというふうな判断をしておりますけれども、そしてまた、警察、いわゆる司直に関する刑事罰については、性質が異なるとされておりますけれども、その点についての考え方を伺いいたします。

次に、参考までにですがけれども、ちょっと文献を1つ、紹介をさせていただきますが、議員が選挙違反で逮捕されたことは、議員として議会の体面を汚すことになるので、懲罰を科すことができるかというふうな問いがあります。その中で、いわゆる回答として議会活動と関係のない個人の事件ですから、いかに特別職の公務員たる議員としての相応しからぬことがあるとしても、別に本会議、委員会等の議員活動とは関係のないことですから、司直の手にゆだねて

おくのがよいと考えます。

先ほど、あとで2回、3回言いますけれども、地方自治法で130条以降、ずっと懲罰についていろいろあるわけですが、あとで質問しますけれども、そういったことで、ぜひ、参考にしていただきたいと思います。

次に、決議についてですが、詐欺事件、いわゆる刑事事件ですけれども、刑事事件やあるいはまた議場で、他人の私生活にわたる言論、これは自治法の132条だと思えるわけですが、その言動の場合に辞職を求める、いわゆる議会としての意思表示であるわけですが、そういったことは可能だと思いますけれども、ただ、文献によりますと、辞職勧告決議は、懲罰事由が原則として、法律、いわゆる地方自治法や会議規則に違反する議場内での言動であるとされており私は認識しておりますけれども、この件についての整合性についてお伺いいたします。

1点はそれでよろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。

午後 2時41分 休 憩

午後 2時44分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

それでは、今の質疑に対して、森議員、答弁をお願いします。

（6番 森 一美君自席）

○6番（森 一美君） 議会の関与についてですが、これは確かに議会の中で起きた事件じゃない、個人の事件であります。それは十分に承知しております。

しかし、あれだけの大騒ぎをしたことについて、何の釈明もなしにそのまま終わらせては行けないと私は考えます。

議長に対する謝罪についても、17日に行われたと聞いております。また、市長並びに議員に対する釈明についても、本日、行われたと。11日間の日にちを経ております。こういうことから私は、本人が議員としての資質に欠けるのではないかとそういうようなところから、今回の辞職勧告を出したところです。

確かになじまないと言われるのはそうかもしれませんが、市議会というのは、公として活動しております。それが個人の行動であっても、必ず議員は公のものとして見られております。そういうところが私は今回の勧告に至ったことです。

また、警察の処罰につきましては、処罰が出てないからといっても、双方が被害届を出していない、そういう状態だと聞いております。それでは、捜査はできません。

○議長（永野裕夫君） 7番、小川豊治君。

(7番 小川豊治君自席)

○7番(小川豊治君) せっかく答弁いただいておりますが、質問に沿って、個別にできれば具体的に答弁いただいたらありがたいですけれども、一括して問い方が悪いかもわかりませんが、ちょっと焦点がぼやけると思うんです。議長、済みません、1個1個答弁いただけたらありがたいですけれども。

○議長(永野裕夫君) それでは、森議員、もう一度精査をするという意味で、この際、暫時休憩をいたします。

午後 2時47分 休 憩

午後 2時56分 再 開

○議長(永野裕夫君) それでは、休憩前に続いて会議を開きます。

6番、森議員。

(6番 森 一美君自席)

○6番(森 一美君) まず、一番最初に申し上げなくちゃいけないことは、私は岡本議員に対して懲罰を求めていることではないということを確認をしておきたいと思います。

議員の辞職勧告決議案について、一応、調べさせていただきましたが、議員が議会の内外で不祥事件を起こしたとき、他の議員が辞職勧告決議案を提出することはあるかどうかということなんですが、これは、賛成2人以上の発議者とともに連署して議長に提出すればできるということでございます。

それと、警察の処罰については、先ほども申しましたが、被害届を双方が出していないという状態なので、これは今後の捜査は見込めないと私は考えています。

法130条の関係は、違いますね。おそらく処罰については、法が適用されると思いますが、議場内でのことについて、地方自治法が適用されると思いますけれど、この辞職勧告については、それは適用されないと私は考えております。

また、自浄作用ですが、本人、今回の事件についていろいろブログ等で載せておりましたけれど、これについてはまだ自浄作用は働いていないと私は考えております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) それでは、7番、小川豊治君。

(7番 小川豊治君自席)

○7番(小川豊治君) 今、答弁の中で、実は法的な意味も含めて答弁を求めたわけですが、明快に答えたかどうかわかりませんが、その中で、辞職勧告決議については、懲罰を求めているというふうな回答がありましたけれども、これは懲罰に当たるのじゃないかと思っております。その辺についての見解をお伺いしたいと思っておりますが、それともう1つ、あれだけ

の問題というふうなことなんですけれども、あれだけの問題ということは、議会から捉えて、どういった解釈に基づくものか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

次に、自治法の法的な面ですけれども、先ほど、副議長にもちょっと資料を提供しましたけれども、いわゆるこの法的な面については、会期中における会議の中、あるいは委員会における事件というふうに考えておりますけれども、今回の私的な行為については、地方自治法とは随分と異なるのではないかと考えておりますけれども、この件についての議会との関連についてお伺いをいたします。

次に、この決議案の中で、文面の中で、双方が負傷したことは事実でありますというふうな公文書と言いますか、出されておりますけれども、この事実確認についてどのようになされたか、具体的にお聞きをいたしたいと思います。

ちょっと一部、この事件について非常に裁判、あるいは行政実例が数多く出ておりますけれども、その中で、一部ちょっと紹介をさせていただきますけれども、福岡の地方裁判所で昭和29年10月25日にこういった判決が出ておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、地方議会が議員を懲罰に付しうるのは、原則として、当該議員が議場もしくは議会において品位を汚し、その権威を失墜するような言動または議会の秩序を乱し、その円滑な運営を阻害するような言動をしたときに基づくことを要し、当該議員の議会外の言動に基づいて、懲罰に付することができるのは、基本的にできないということなんですけれども、その言動が正当の事由を全く欠き、しかも議会の存立活動と場所的・時間的に接着する等これと密接不可分の関係に立ち、右言動により議会の円滑な運営が妨げられ、または妨げられる現在かつ重大な危険が存する等の例外的な場合に限られるものと解すべきであるというふうに福岡地裁で出ていますけれども、また全国では数多く、そういった議会外におけることについては判例、行政実例が出ておりますので、参考までにご紹介をいたしましたけれども、本日、午前中、全員協議会が議長の配慮によって開かれたわけですけれども、その際、本人より謝罪と内容説明がありました。そうした中で、本人の話では、相手と和解をしたと。いわゆる民事ですね、を出されましたが、そうすると、わかりませんが、森議員、警察の出身ですので、私より詳しいと思っておりますけれども、刑の確定はちょっと可能性が低いのではないかとというふうに判断をされますけれども、先ほど言いました福岡地裁の判例や文献によりますと、懲罰は議会の秩序を維持する目的で、議会内部の自律作用として認められたものであるという性格から、基本的に議員の議会外での言動に対し、科すべきものではないと消極に解されておりますけれども、この件についての考え方について、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 6番、森 一美君。

（6番 森 一美君自席）

○6番（森 一美君） 今、質問の中で、懲罰、懲罰と言いましたけど、先ほども申しましたとおり、私は懲罰を求めているものではありません。本人の自覚、辞職、自分がするというのだったら、それはしてほしいと。してほしいという願望です。

それと、双方が負傷したという事実ということで書いておりますけれど、これは本人のほうは渭南病院の方で確認できました。それから相手方については、中村警察署に行った時点で、腫れ上がっているの、危ないからということで、救急車を呼んで幡多けんみん病院に運んだということはこれは伝聞でございます。

それから、先ほども言ったとおり、懲罰を求めるので出しているわけではございません。懲罰についてちょっと調べたいと思います。ちょっとお待ちください。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩します。

午後 3時07分 休 憩

午後 3時10分 再 開

○議長（永野裕夫君） それでは、休憩前に続いて会議を開きます。

6番、森一美議員。

（6番 森 一美君自席）

○6番（森 一美君） 小川議員からの質問にお答えしたいと思います。

まず、懲罰についてですが、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名というふうに懲罰は規定されています。地方自治法135条でございます。辞職勧告にありましては、議員の辞職勧告決議案は、主として、議会外での議員の言動が対象となるものと思われる。議員辞職勧告決議案は、法令上、認められているというのではなく、事実上のものですけれど、機関意思決定決議案の要件を満たしているということになると、議長は受理せざるを得ないというふうに書かれております。

そのほかは、あれだけの問題という点につきましては、この平穏な土佐清水市でパトカーが何台も布に向かって走りました。四万十市も走っております。また救急車も出動しております。ということは、皆、大きな事件が発生したと考えるのが普通だと思います。それに議員がかかわっていたということになるので、私はあれだけの問題というふうに表明しました。

○議長（永野裕夫君） 7番。

（7番 小川豊治君自席）

○7番（小川豊治君） 答弁ありがとうございます。

実は、私は議会としての今回の事件について、自治法上どうか、あるいは会議規則上どうかというふうなことの論点を中心に質問したわけですが、ちょっと納得といたしますか、それは得られませんでしたが、次に進みたいと思います。

先ほどの説明の中で、辞職勧告決議を発議者として出されたわけですが、ただ残念なことに、私はこの件について願望であるというふうな説明がございました。ただ、この文章を見てみますと、辞職を勧告すると、やめてほしいということですので、これが願望に入るかもわかりませんが、議会としては、いわゆる採決のときには可か否かいずれかなんです。例えば、条件をつけてあれすとか、陳情の場合はありますけれども、いわゆるこういった決議については、可か否か、2つしかないと思うんです。それはさておきまして、次に移りたいと思います。

次に、冒頭に言いましたけれども、昨夜、議会報告会が下ノ加江でありまして、そのときに議長が明快に今の議会の現状について、見解を述べていただきました。発議者の森議員も昨夜は同席してくれていたと思います。

その中で、ちょっと議長言いますけれども、もし間違っておれば、訂正をお願いしたいと思いますけれども、いわゆる公式な見解が現在は出ておりません。したがって、私的な問題か刑事事件かはわかりません。次に、内容については、わかっておりません。本人が議長に迷惑をかけたと謝意の表明はありました。内容についてはまだ話ができる状況ではないというふうな説明だったと思います。

3点目に、捜査上も、現在のところ、不確定であると。したがって、和解したかどうかも現在わからないということなんですけれども、きょうの全員協議会の中では和解をしたというふうな説明がありました。その3点について議会としての見解は、現在のところできないというふうに議長の説明がありました。私は議会としては、いわゆる対市民に対しては発信は議長だけと思うんです。したがって、議長の説明が公式の場でしたものについては、議会の意識として、議会の意見として、そういうふうに捉えております。

そういうことを考えてみますと、今回のこういった辞職勧告決議については、本当に驚きました。本市の場合は、いわゆる通年議会をしてまして、同一会期、広い意味で同一会期になると思います。そういった中で、昨夜、議長がそういった発言をしている。その直近のしかも24時間以内について、こういった辞職勧告が出るがについては、やはり議会としての見識が問われるのではないかとというふうに私は思います。

できれば、その点についてのいわゆる秩序と品位について適正かどうかを協議するということですが、いわゆる広い意味で、ちょっと言い方悪いですが、同一会期内ですので、これは決議ではありませんので、言い方悪いかもわかりませんが、一事不再議の原則を適用してもちょっとおかしいじゃないかというふうな私は、考えを持っていますので、その辺についての考え方について、お伺いをしたいと思います。

次に、刑事罰の確定でございますが、例えば、議会に直接関係がなくても、今、飲酒運転を

するとか、あるいは飲酒運転による人身事故を起こした場合は、議会としてやはり道義上の問題として辞職勧告決議などを各議会が出しております。

そしてまた、汚職事件や詐欺事件等、いわゆる刑事事件により刑が確定した場合、あるいは現行犯とか、そういった場合、倫理上の問題で道義的あるいは倫理上の問題で、議会として議会の意思として決議をされておるわけですが、今回の事件については、先ほど何回も言いましたように、いわゆる双方が和解をしておる、それといわゆる議会上の問題では、特にない。心情的にはわかります。森議員が言うのもわかりますし、そうですね、それが果たして自治法上適正かどうかについては、私は否定的な見解を持っています。したがって、現在の時点では、この刑が確定、あるいは議長が昨夜言ったみたいに、状況を見て、その上で結論を得てから、この件については結論を出すべきではないかというふうに思うわけですが、その2点についての説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 6番、森議員。

（6番 森 一美君自席）

○6番（森 一美君） 刑法上、まだ確定していないということでございますが、それは実際、刑法では規定されております。傷害事件として被害届が出れば、これは警察は捜査しなければならないことになっておりますが、今回は双方が被害届を出していないということで、捜査は中断されている状態だと私は思っております。

私的なことについて、個人が布に行ってサーフィンをすること、それをとがめる必要も何もありません。自分の自由でございますけど、それは自分でやっていけばいいことであると思っております。

話ができないと言われたことにつきましては、これは一応、相手方のプライバシーもあることから、そうも言えるかなと思いますけど、事実、起承転結がない状態でお話をされても、私はわかりません。和解されているということですが、和解は民事上の重要なものです。それは十分理解しています。けれど、やった事実が消えるというわけではございません。議長の意見、昨夜、一応、こういうふうになっているという説明をしましたが、あの場所で議長として説明したのか、それとも報告員として説明したのか、それは伺っておりませんでしたので、それは一事不再議にはならないというふうな判断をしております。道義上の問題、これは一応、選ばれた議員として、市民に信頼され、法を遵守し、市民の模範になるよう求められて期待されているということで、このことでございます。

それから、刑が確定したらといいますけど、現在、被害届が出ていない状態で送致はできません。捜査をしたとしても、送致ができませんので、刑の確定は望めないと私は考えています。しかし、本人のやったこと、この事実についてはきちっと釈明し、報告すべきであろうと私は

考えておりますが、本日の全員協議会でもそれはしていただけませんでした。

辞職勧告を出したのは、本人がきちっとして自分がしたことを反省し、市民に対してどういふふうな責任をとるか、とるべきであるかと私は考えたことで、辞職勧告案を出させていただきました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番。

（7番 小川豊治君自席）

○7番（小川豊治君） どうもありがとうございました。いろいろ細部にわたって聞きましたけれども、ただ残念なことに、自治法上の問題と議会との関係についての明確な答弁をいただけなかったように思います。先ほど引用しました一事不再議につきましては、一事不再議じゃなくて、そういったことの準用ということで話したと思います。その点、ご理解いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

次に、市議会議案第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第10号については、委員会付託を省略することに決しました。

委員会を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、前田 晃君。

（4番 前田 晃君登壇）

○4番（前田 晃君） 前田 晃です。私は、市議会議案第10号「辞職勧告決議案」に対して、反対の立場で討論を行います。

反対の理由の1つ目は、この辞職勧告決議案、提案の理由が不確かだということです。辞職勧告決議を提案する以上は、岡本議員が議員として不適格だという客観的な事実を示す必要がありますが、ただ今の小川議員の質疑に対する森議員の回答を聞いていまして、納得できる

答えは聞かれませんでした。

決議案の案文の中の双方が負傷したという事実も、伝聞だということのようで、実に曖昧というほかありません。第一、この件に関して、森議員は岡本議員本人に事情や経過を訪ねていないのではないですか。本人の弁明も聞かずして、ちまたに広がっているうわさや憶測をもとに、辞職勧告決議案を提案したとすれば、軽率のそしりを免れません。場合によっては、岡本議員の名誉を棄損することにもなりかねません。

辞職勧告決議案提案の理由として、極めて不十分です。撤回すべきだと思います。

2つ目の理由は、既に当事者同士で和解し、解決した問題を、議会が関与すべきではないということです。双方が被害届を出さず、当事者同士が和解し、解決した場合は、お互いが誠意を尽くし、相手方のプライバシーも確保しながら、今後の対応をしなければなりません。議会がかかわることで当事者の合意事項や人権を侵す、そういったことにもなりかねません。議会の関与は厳に慎むべきだと考えます。

3つ目の理由は、基本的には、議員の進退問題については、議員、議会の判断にはなじまないということです。私たち議員の地位や身分は、市民の選挙、信託によるものです。市民から選ばれた議員を同じく市民から選ばれた議員が適否を判断することは、控えるべきだと思います。議員の進退については、市民が選挙によって判断をすべき事柄だからです。

4つ目の理由は、本日の全員協議会において、本人から十分な経過の報告と和解の状況、そして反省、陳謝がなされました。私はそれで十分だ、了すべきだと考えます。

以上の理由によりまして、市議会議案第10号、この辞職勧告決議案に対して、反対の意思を表明しまして、反対討論といたします。

○議長（永野裕夫君） 続いて、討論の通告がありますので、発言を許します。

10番、岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君登壇）

○10番（岡崎宣男君） それでは、私も岡本 詠君の辞職勧告決議案、これについて反対の立場から討論を行います。

本件につきましては、小川議員、あるいは前田議員より、るる法的な面等々について説明がありましたけれども、私は本件について考察いたしますと、10月9日、布において本件発生以来、市内各地においていろいろな、あるいはうわさ、風評が多々あり、私もその辺はかなりの部分は承知しておりますが、その大部分については裏づけはとれておりません。事実確認はまだ明確なものはそれほどありません。はっきりしているのは負傷しているのとか、けんみん病院とかいうのはわかりますけれども、私はとれていない。

また、当日来より、捜査機関は動いておるようですが、その結果については現在、まだ出て

おりません。刑の決定につきましては、森議員も言うておりましたけれども、刑の決定はまずもって検察官に送り、検察官がさらに裁判所へ送致して、それからやりますので、この件はずっと先になる。普通なら、起訴とか、不起訴とか、あるいは起訴猶予とか、嫌疑十分、嫌疑不十分とこういうような段階でやるのが議会としては一般的だと思いますけれども、そういうようなところも出てない。時期が早いのではないのかなと思っております。

先ほど、前田議員も言うておりましたけれども、道義的責任、これについては岡本議員は、十分に認識し、また今朝の全員協議会でも反省の弁は言うておりました。

このように事実確認も十分になされず、その上、双方が円満解決をしております。本件につきましては、議員の一身上のことであり、時期尚早と判断するし、慎重にすべきであると、議員としては。議会としてもまた一身上のことはどなたがなっても慎重にせんといかんと。発生して10日ぐらいで警察の結果とか、なんとか出るはずはない。これはあんたも知っているやろうけど、私も警察30何年やったから、それはわかりますけれども、その結果が出てからでも、私はいいのじゃないかとかいうふうに思います。

さらに小川議員も言うておりましたが、議長も昨夜の報告会において、現段階においては事実確認はとれていないとのことでありましたので、急に一晚で、その事情が変わるとか、何とかというようなことでもありません。また傷の問題も伝聞証拠でどうのこうのというのは、普通しませんわね。警察においては。警察の問題やないからあれですけども、あるいは幡多けんみん病院に電話するなりなんなり確認とった上でのあれやったら十分にせんといかんと思いますけれども、そこの辺、ちょっと十分にしておしかなかったなというふうに思っております。

また、参考でありますけれども、これは「議長・委員長必携」にあります。地方議会における懲罰は、議員が対象であるが、その法定根拠としては、地方自治法、会議規則及び委員会条例に違反した議員に対し、秩序と品位を保つために科す制裁罰で、刑事罰とは性質を異にするものである。懲罰の対象は、議員の議会内の言動に対するものであり、議会外のものには及ばないし、議員の一身上の重要事件に関するものであるから、慎重に扱わなければならないと、こういうように書いてあります。

また、森議員、十分また読んでいただいたら、理解できるかとかいうふうに思っております。

以上の理由で、私は反対討論をさせていただきました。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 小川議員。

（7番 小川豊治君登壇）

○7番（小川豊治君） 議員、岡本 詠君に対する辞職勧告決議について、反対の立場で討論

をいたしたいと思います。

私は、議員辞職勧告決議につきましては、基本的、あるいは原則として、自治法に基づく定めのもの、あるいはまた、会議規則に違反する議場内での言動であると思っております。

地方議会での関与は、先ほど、質疑の中でも申し上げましたけれども、自治事務であり、外交や国防、司法、警察権については、地方議会ではできないとされているというふうに認識しております。

また、先ほど岡崎議員も言いましたように、刑事罰とは性質が異なると言われていました。

今回の事件については、私は私的な点であると思っておりますけれども、ただ、先ほど来より論議がありましたように、法に基づかない議員としての道義的な責任が、場合によっては生じるものと考えております。

例えば、刑事事件で起訴されたとか、飲酒運転で人身事故を起こしたとか、そういった場合であると思えます。

質疑の中で何回も言いましたけれども、この件についての一定の議会の見解としては、昨夜、議長の方より現在の状況における議会のあり方、基本的な意見や言葉を昨夜いただいたわけですけれども、ただ、今回、私、質疑を通じまして、いわゆる法のもとで、議会があると思っております。そうした中で、今回の辞職勧告決議については、いわゆる自治法上の問題、あるいは会議規則上の問題で、この点についての適用であるとか、あるいは法的にどうであるとかいうことについての明確な説明を求めたわけですけれども、私はちょっと納得がいかないというふうに思い、残念であります。

そうしたことで、今回の全員協議会の中でも、本人より陳謝があり、過日は議長に対してもあったようではありますが、また本日、市長にも陳謝をしたというふうにお伺いしております。

また、相手方とは、協議を行い、円満に解決をしたとの説明がありました。

懲罰の対象は、議員の議会内における言動であり、議員の一身上の重要事件に関するものであり、より慎重に扱うべきものであらうと思えます。

現時点での事件性の可能性は低いわけですけれども、今後の推移を見ながら、事実確認の上で判断すべき事項であらうと思っております。

以上によりまして、この決議案に対しましては、反対といたしたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第10号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立少数であります。

よって、市議会議案第10号は否決されました。

岡本 詠君の入場を求めます。

(岡本詠君入場)

○議長(永野裕夫君) 日程第4、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

副市長。

(副市長 磯脇堂三君登壇)

○副市長(磯脇堂三君) ただ今、議長のお許しをいただきましたので、少しお時間をいただきまして、第15回ジョン万祭りの報告とあわせて、会議終了のご挨拶をさせていただきます。ちょっとできるのかと心配しておりましたが、させていただきます。

10月3日に2年に一度、姉妹都市であるフェアヘーブンで開催されました第15回ジョン万次郎祭りについて、10月1日から7日にかけて行ってまいりましたので、報告いたします。

まず、日程について申し上げますと、10月1日朝7時50分に清水高校生4名、清水中学生1名等10名で清水を出発し、高知龍馬空港で高知組9名と合流、羽田空港では沖縄豊見城市の宜保市長ほか1名と合流し、成田空港へ。成田空港では、清水出身で世田谷在住の方1名と合流をし、18時10分発のJAL008便でボストン空港へ、所要時間約12時間30分で向かいました。ボストン空港には、飛行機の多少の遅れもあり、現地時間の10月1日19時に到着し、入国審査を受け、空港ターミナルの外に出たとき、予想以上の寒さを感じたところでございました。その日はレストランで夕食を済ませ、ホテルへ行き、長い長い1日が済みました。翌2日は、香川県丸亀市から参加の1名と本市のALTサーディナ・ジェイソン、

ちなみにジェイソンの実家はフェアヘーブンから車で20分のところだそうでございます。と合流し、今回のジョン万次郎ツアー、添乗員入れて総勢24名がそろい、寒い小雨の中、午後3時ごろまでボストン美術館、ハーバード大学、ボストン市街地などを見学した後、目的地のフェアヘーブンに向け出発いたしました。途中、渋滞に巻き込まれ、通常では1時間30分ぐらいで着くところが、倍の3時間近くかかり、フェアヘーブンのホテルに到着。その晩はホテルでホイトフィールド・万次郎友好協会、ルーニー会長ご夫妻ほか、メンバーの方々にウェルカムパーティーを開いていただき、温かく迎え入れていただきました。

3日、ジョン万次郎祭り当日、ハリケーンの接近で心配された雨は降らなかったものの、冷たい強い風が朝から吹いた関係で、祭りの会場は通常、町役場の前庭で行われるところ、役場内、(この役場は大変立派な役場でして、地下1階、地上2階、2階部分は講堂になっております。)の開催となり、本市のコーナーも1室構えていただき、ジョン万祭りにいつも参加していただいている土佐市の青野氏を中心に日本から持ち寄った昔ながらの遊び、紙風船、こま、お手玉、けん玉、折り紙や書道、浴衣の着付けなど、高校生を中心に奮闘していただき、夕方まで多くの方々が訪れ、大変にぎやかに祭りを盛り上げることができ、地元の方々と交流ができたのではないかと考えております。

祭りのセレモニーには、ホイトフィールド船長の6代目のスコット・フィールド氏、昨年、本市を訪れてくれましたチャーリー・マーフィー、フェアヘーブンセレクトマン、ボストン総領事の姫野氏、日系3世でマサチューセッツ州下院議員のケイコ・オーラル氏も参加していただいております。

ジョン万次郎祭りには、我々ツアーのほか、本市から別にウェルカムジョン万の会の田中氏ほか3名と、土佐ジョン万の会、新老人の会など14名が参加し、祭りの後に行われましたお疲れ会では、地元ホイトフィールド・万次郎友好協会のメンバーとも合同で交流会となり、親交を深めたところでございます。

4日には、ルーニーご夫妻の案内で、ジョン万次郎ゆかりの場所、ユニタリアン教会、万次郎が通った小学校、ホイトフィールド・万次郎友好記念館、ホイトフィールド船長ご一家の墓地に献花、鯨博物館、この鯨博物館には、最近、新たに万次郎の功績をたたえる大きなパネルもルーニーご夫妻等のご努力により、展示されておりました。などをジョン万トレールに沿ってめぐり、当時の万次郎の生活に思いをはせたところでございます。

晩には、ユニタリアン教会でフレンドシップ・ディナーがチャーリー・マーフィー、フェアヘーブンセレクトマン、姫野ボストン総領事、ケイコ・オーラルマサチューセッツ州下院議員ほか地元の中学・高校生など、我々を含め総勢130名の参加のもと、盛大に開催され、本市から参加した清水高校生と地元の高校生との友情が始まり、現在でもメールで情報交換をしている

生徒もいると聞いております。

このディナーでは、本市から参加した清水中学生の岡林さんによるダンス、高知市から参加した三里中学生の濱田君による英語のスピーチが披露され、両者とも盛大な拍手を受けたところでした。

このフレンドシップ・ディナーは、我々にとってはさよならパーティーでもあり、フェアヘーブンの最後の夜をなごり惜しむかのように夜遅くまで交流が続けられたことでもございました。

翌5日は、我々最後の目的地であるニューヨークに向け、ルーニーご夫妻の見送りを受け、7時にホテルを出発しましたが、ニューヨーク市内に入り、摩天楼が見えだしたころから、これまた渋滞に巻き込まれ、昼食もそこそこに済ませ、自由の女神とトップオブザロックを見学し、ホテルへと向かいました。

6日は帰国日となり、朝6時にホテルを出発し、JFケネディ空港に向かい、世界一厳しいと言われる出国手続きを受け、9時30分発JAL003便で日本へと離陸し、所要時間約13時間30分、日本時間の7日13時に成田空港に到着し、羽田空港、ここで宜保市長らとお別れして、高知龍馬空港に18時30分に到着、空港内でツアーの解散式を行い、清水へと車を走らせ、22時、午後の10時に市役所に到着、全7日間の日程を全て事故等もなく、無事終わることができました。

今回のジョン万次郎祭りに参加して感じたことは、今から170年以上前の1843年に万次郎16歳のときに、日本人として初めてフェアヘーブンの地を訪れ、ホイットフィールド船長ほか多くの地元の皆さんに温かく迎え入れられ、勉学、操船技術等身につけることができたのは、今回、ユニタリアン教会に朝の礼拝に訪れたときに、牧師さんが立つ祭壇に仏教での仏壇等に置いてあるチンと鳴らす鐘が置いてありました。ジェysonに聞くと、通常、教会に鐘が置いてあることはあり得ないとのことであり、ジェysonも初めて見たとのことでした。ユニタリアン教会では、人種、門地等関係なく広く信者を受け入れてくれること。また、教義ではボランティア精神、社会に貢献することが重んじられているとのことであり、フェアヘーブンの地にはその素地があったのではないかと感じられたところでございます。

また、当時の思いが子孫たちに引き継がれ、現在の本市との交流につながっていると確信を持つことができました。

ホイットフィールド・万次郎友好協会の活動は、当初よりルーニー会長ご夫妻によることが多く、今回の我々の訪問もほとんどがルーニーご夫妻にお世話になり、同友好協会の活動の人手はボランティア、資金は寄附金等で、行政はほとんど関わっていないとのこと、今まででも言われてきたところでございますが、ルーニーご夫妻の後継者を早くつくること、これから末永く交流を続けていく上で、最も大切なことだと改めて痛感いたしました。

また、アヤコさんより、今後、本市の万次郎資料館とホイトフィールド・万次郎友好記念館や鯨博物館との交流が必要ではないかと提案を受けておりますので、今後、関係機関と検討してみたいと思っております。

また、今回初めて豊見城市の宜保市長にも参加していただき、本市とフェアヘーブン等との長年の交流の状況や万次郎の功績を直接肌で感じていただき、万次郎をもっと広く知っていただくことが大切であり、そのためにはNHKの大河ドラマ化の実現に向け、協力していくとの力強い言葉もいただいておりますので、今後は十分連携して、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

来年は本市で第6回目のジョン万祭りが開催されます。今回、我々が温かくフェアヘーブンで迎えてくれた以上のおもてなしの心でお迎えしたいと思っておりますので、帰ってきたところでございます。

以上、第15回ジョン万次郎祭りについての報告とさせていただきます。

次に、10月会議終了に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日の会議は2件の議案を提出し、それぞれ適切なご決定をいただき、心よりお礼申し上げます。

防災拠点施設を兼ね備えた中央公民館の工事は、来年の8月まで行われるようになります。この間、事故がないよう努めてまいります。

今後とも市勢発展のため、ご指導・ご鞭撻をお願いいたしまして、簡単ではございますが、10月会議終了に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変お疲れでございました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、平成27年土佐清水市議会定例会10月会議を終了いたします。皆さん、お疲れさまでございました。

午後 3時52分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員